

第 3 6 回 定 例 総 会 議 事 録

期 日

令和 5 年 7 月 1 3 日開会

令和 5 年 7 月 1 3 日閉会

米沢市農業委員会

令和5年7月13日（木）午前9時30分 米沢市農業委員会第36回定例総会を米沢市役所3階庁議室に招集した。

出席委員（19名）

1 番 伊藤精司 委員	8 番 高橋信夫 委員	1 5 番 相田市三郎 委員
2 番 小関善隆 委員	9 番 佐久間英之 委員	1 6 番 山王堂民榮 委員
3 番 高橋祐弘 委員	1 0 番 江口益美 委員	1 7 番 古畑功一 委員
4 番 我彦正福 委員	1 1 番 宮崎雅文 委員	1 8 番 樋渡由美 委員
5 番 佐藤利夫 委員	1 2 番 遠藤伊一 委員	1 9 番 二宮啓一 委員
6 番 田代昇一 委員	1 3 番 鈴木晃子 委員	
7 番 佐藤孝義 委員	1 4 番 大野澤進 委員	

欠席通告委員（なし）

遅刻通告委員（なし）

農業委員以外の出席者（なし）

会議に出席した事務局職員（5名）

事 務 局 長	小 田 浩 昭
事務局長補佐兼農政振興主査	根 津 正 孝
農 地 主 査	宮 原 功
主 査	瀧 口 圭 史
主 任	金 子 菜 々

会議に付議した事項

1. 提出議題

- | | |
|------|-------------------------|
| 報第1号 | 非農地証明の報告について |
| 議第1号 | 農地法第3条第1項の規定による許可申請について |
| 議第2号 | 事業計画変更申請について |
| 議第3号 | 農地法第5条第1項の規定による許可申請について |
| 議第4号 | 農用地利用集積計画について |
| 議第5号 | 土地改良事業参加資格交替の承認について |

2. その他

開 会 午前9時30分

根津補佐 おはようございます。これより第36回米沢市農業委員会定例総会を開会いたします。

初めに、「農業委員会憲章」の唱和を17番 古畑功一委員のご発声にてよろしくお願いします。

(唱和)

根津補佐 ありがとうございます。

それでは、会長よりご挨拶をお願いいたします。

会 長 皆さん、改めましておはようございます。

いよいよ最後の総会ということで、今回お辞めになる委員の皆様、本当にご苦労さまでした。これからも米沢の農業振興のために頑張っていただきたいと思います。

先日7日、置賜の会長会・事務局長会の中で、置賜の県議団との意見交換会がございまして、小田局長と根津補佐にも出席いただきました。米沢出身の相田議員は体調不良、高畠の相田日出夫議員はコロナということで欠席でしたが、あとの6名については出席をいただきました。その中で特に話し合われたことは、米沢から置賜の地域の研修所あるいは研究所、そういったものが庄内とか最上、村山から見ると遅れているのではないかと提案したところ。あと、飯豊地区からは5年水張の問題について提案していただいたところでもあります。その中で、前もって、川西から出ている舩山現人議員には、いろいろ資料を準備していただいて、そのとおりだなということでした。今、産地試験場は、女性の研究員、所長を含めて4～5名おり、主に米沢に関係あるウコギとかそういった特産物、あるいは花について研究しているということで、置賜の新規就農者とか、何か相談とか勉強に行くような体制にはなっていないんじゃないかというお話であります。今後、置賜の会長会でそういったことを、ぜひ意見書なり要望書を出してもらいたいということで、確かに置賜地域が遅れているということで、舩山現人議員も何回か当選直後からそういったことを質問していたそうですが、なかなか実現を見ていないということをおられました。

その中で、置賜農業高校出身の方もたくさんおられると思いますが、置賜農業高校、今年は40名の入学だそうです。我々の頃の4分の1ぐらいの。昔は生活科2つ、農業科2つ、畜産科と5クラスぐらいあったわけですが、今は40名ということで入る人がなかなかいないとおっしゃっておりました。米沢の渋間議員からはサイエンスパークというか、興譲館の探究科みたいなことにしていってどうかという提案もあったところではありますが、いろい

ろ活用方法があると思いますが、産地試験場、あそこ農場とかいろいろあるわけでありますので、産地試験場と一体になってそういった研究、研修施設にしていけば効果的ではないかなと私なりに思ったところであります。

7日はその後懇談会もありまして、有意義な会だったと思います。初めての試みであったわけでありますので、今後継続してやっていただきたいと願うものであります。

あと、私も4期12年会長をさせていただきまして、皆さんの本当にお力添えで何とか業務を遂行できたこと、感謝を申し上げたいと思います。今日は最後の総会でありますので、どうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございます。

根津補佐

ありがとうございました。

それでは、議事に移りますが、総会の議長は米沢市農業委員会会議規則第4条の規定により会長が務めることとなっておりますので、会長に議事の進行をお願いいたします。

議 長

それでは、議事の進行をさせていただきます。

米沢市農業委員会会議規則第3条の規定による本日の欠席通告委員はありませんので、全員出席であります。よって、本日開催の米沢市農業委員会第36回定例総会は成立いたしました。

今回の議事録署名委員には、18番 樋渡由美委員、19番 二宮啓一委員を指名いたします。

続いて、審議に入りますが、議案の訂正や議事運営について事務局からございませんか。

根津補佐

(挙手)

議 長

根津補佐。

根津補佐

議案書の訂正等はありません。

議 長

ないので、議事を進めます。

初めに、報第1号 非農地証明の報告について、を議題といたします。議案の内容について、事務局の説明を求めます。

瀧口主査

(挙手)

議 長

瀧口主査。

瀧口主査

報第1号 非農地証明の報告について。下記の土地について、農地及び採草放牧地のいずれでもないことを証明しましたので報告します。

受理番号8号から13号の計6件で、証明しました地目別の筆数及び地積は、田3筆 391.00㎡、畑11筆 3,200.00㎡、合計14筆 3,591.00㎡です。

受理番号8号 申請人 ○○○○、所有者も同一であります。土地の表示

と地積につきましては記載のとおりです。畑から宅地への転用です。転用年月日は、昭和41年頃です。申請理由は、昭和41年頃より住宅の通路及び庭として利用されており、非農地化しているためです。

受理番号9号 申請人 ○○○○、所有者も同一であります。土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。畑から宅地への転用です。転用年月日は、平成10年より前です。申請理由は、平成10年頃には既に住宅敷地として使用しており、転居するもそのまま非農地化しているためです。

受理番号10号 申請人 ○○○○、所有者も同一であります。土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。畑から山林への転用です。転用年月日は、平成5年頃です。申請理由は、平成5年頃より耕作しておらず、非農地化しているためです。

受理番号11号 申請人 ○○○○、所有者も同一であります。土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。田から宅地への転用です。転用年月日は、昭和20年頃です。申請理由は、昭和20年頃より住宅敷地として利用されており、非農地化しているためです。

受理番号12号 申請人 ○○○○、所有者も同一であります。土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。畑から宅地への転用です。転用年月日は、平成6年より前です。申請理由は、平成6年頃には既に建物敷地となっており、非農地化しているためです。

受理番号13号 申請人 ○○○○、所有者も同一であります。土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。田から公道への転用です。転用年月日は、昭和50年頃です。申請理由は、昭和50年頃より通路等として利用しており、非農地化しているためです。

以上、よろしくお願いします。

議 長
全 委 員
議 長

ただいまの説明について、意見並びに質問はありませんか。

なし。

ないので、報告事案でもありますので、以上で報第1号 非農地証明の報告について、を終わります。

次に、議第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、を議題といたします。議案の内容について、事務局の説明を求めます。

宮原主査
議 長
宮原主査

(挙手)

宮原農地主査。

議第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について。下記の農地について、農地法第3条第1項の許可申請がありましたので、その可否を求めるため委員会に付議いたします。

受理番号14号から23号の計10件です。申請人及び土地の表示等につ

いては記載のとおりです。申請のありました筆数及び地積は、田 4 6 筆 8 3, 4 8 2. 0 0 m²、畑 3 1 筆 1 1, 3 9 6. 9 1 m²、合計 7 7 筆 9 4, 8 7 8. 9 1 m²です。

受理番号 1 4 号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は経営移譲年金の受給のための仕様貸借です。

受理番号 1 5 号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望のための売買です。

受理番号 1 6 号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望のための売買です。

受理番号 1 7 号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望のための賃貸借です。

受理番号 1 8 号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望のための賃貸借です。

受理番号 1 9 号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望のための売買です。

受理番号 2 0 号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望のための売買です。

受理番号 2 1 号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望のための売買です。

受理番号 2 2 号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望のための売買です。

受理番号 2 3 号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由はその他（共有持分整理）のための贈与です。

以上、ご審議よろしく願いいたします。

議 長

この件について調査された委員は、調査結果を報告してください。

それでは、受理番号 1 4 号から 2 3 号を上程いたします。

3 番

(高橋祐弘委員 挙手)

議 長

3 番 高橋委員。

3 番

3 番 高橋です。受理番号 1 4 番についての調査結果をご説明申し上げます。

経営移譲年金受給のための親子間での使用貸借の申請でございます。申請人、土地の表示等は議案書記載のとおりでございます。申請地は、米沢市大

字〇〇という地区になりますが、〇〇があり、その周辺に申請地が点在しているところでございます。前から△△さんは就農していて、経営規模も拡大しているということで、結構な筆数にはなりますが、家族できれいに耕作なされている状態でございます。経営移譲年金受給のための再設定でもございますので、何ら問題はないと思われまふ。ご審議よろしくお願ひします。

以上です。

議 長

ご苦労さまでした。15号。

16番

(山王堂民衆委員 挙手)

議 長

16番 山王堂委員。

16番

16番山王堂です。議案第1号、受理番号15番について調査結果を報告いたします。

相手方要望の売買の申請でございます。申請人、地積等は議案書記載のとおりでございます。〇〇さんの畑を△△さんは以前から耕しておりまして、△△さんからの申入れで売買が成立するところでございます。

あと、16番、21番についても説明いたします。これは会長の調査案件ですが、代わって報告いたします。

これも相手方要望の売買の申請でございます。申請人、申請地等も議案書記載のとおりでございます。〇〇さんはこちらにいないものですから、米沢の方を買ってもらふということで、〇〇さんは若い人で、このお父さんは私と同級でもう亡くなりになっていまふて、相続してもどうしても作れないということで、△△さんを買っていただくということでした。

21番は、同じですけれども、地積等も全部議案書記載のとおりです。〇〇さんと△△△△さん、△△△△建設の社長ですけれども、〇〇さんは△△△△建設の従業員でありまして、同じ田を分けて作っていたということで、△△△△建設にこれを買ってもらふということで、△△さんからの要望でした。

以上でございます。ご審議よろしくお願ひします。

議 長

ご苦労さまでした。17号。

14番

(大野澤進委員 挙手)

議 長

14番 大野澤委員。

14番

14番 大野澤です。受理番号17号、18号の調査結果をご報告いたします。

申請人、土地の表示等は議案書記載のとおりであります。調査日については7月9日午前中でありましたけれども、〇〇さん、〇〇さんはうちも隣同士と一緒に3人で話をお聞きしました。また、△△さんが借りる畑も、〇〇さん、〇〇さんの畑と同じ隣同士にある畑であります。〇〇さん、〇〇さん

は会社勤めでおり、畑も五、六年も前より耕作しておらず、借人の△△さんは5年前に新規就農者になって、私の畑を借りて新規就農者になった方です。△△さんは無農薬、有機栽培で野菜を作っており、有機栽培のため連作障害が見られるようになり、畑の面積を少しでも増やしたいという話でありました。連作障害が少しでも受けないようにと思い、〇〇さん、〇〇さんの畑を借りるということで、今までの畑作付しておりますけれども、その畑からも近く、移動も楽だということで、その土地をお借りして耕作したいということでありました。何ら問題ないのかなと思います。ご審議よろしく願ひしたいと思います。

以上です。

議 長
7 番
議 長
7 番

ご苦労さまです。19号。

(佐藤孝義委員 挙手)

7番 佐藤委員。

7番 佐藤孝義です。19号についてご説明申し上げます。

こちらは△△在住の〇〇〇〇さんより、同じく△△の△△△△さんへの売買での所有権の移転という内容になっております。調査は6月26日、△△△△さんよりお話を聞いてまいりました。この農地、大体20年ぐらい前から△△さんが大豆を作付しており、現在も耕作中であります。昨年の夏、〇〇〇〇さんの旦那さんが亡くなりまして、農地を処分したいと△△さんと協議した結果、売買の合意に至りました。

以上でございます。ご審議よろしく願ひします。

議 長
6 番
議 長
6 番

20号。

(田代昇一委員 挙手)

6番 田代委員。

6番 田代です。番号20番についてご説明申し上げます。

申請人、土地の表示等は議案書記載のとおりでございます。まず、受人の方は千葉県在住の△△△△さんとおっしゃる方でございます。この方が窪田町〇〇〇〇の土地、畑になりますがこれを求めるということになりまして、この案件については非常に類似がないと思います。1件だけ私の記憶であった内容です。今回求められる△△さんにおかれましては、遠方であった千葉県松戸市に在住されている方ですが、毎週土曜日から日曜日、1泊2日でご夫婦で米沢に滞在し、家庭菜園として現在は〇〇に古民家を所有しているそうです。そのことで毎週のように米沢に来ておられると。今回の物件につきましては、空き家バンクに登録されている農家住宅の脇にある、付随する農地である畑です。千葉県の方がこれを購入されて、〇〇に来たときに合わせ窪田にも来て、畑で家庭菜園を営むということでの内容でございます。これに

つきましては、7月4日9時に現地を確認いたしました。中間の労を取られた〇〇行政書士とも確認をし、空き家バンクに登録されている内容です。で、よろしくお願いしますという話でありました。空き家バンクに登録されている物件になっておりますが、なかなかうまく商談が進まないのが実情です。今回、もしこれが皆さんのご審議でオーケーとなれば、私の記憶では初めてかなと思います。今回は職務代理の町内でありますので、△△さんが購入された暁には、週に1回か2回来られるとき隣近所の方と仲良くしていただかないと、土地を買われても何か村八分と言うと語弊ありますが、何かせつかく土地買って一生懸命やろうと思ったんだけど、近所付き合いが悪くて困ったなという事例が発生しないように、せつかくの土地を買われて有効活用される方がこれからも増えていただくと、そのためには近隣、集落の方のご協力もあれば、こういう話がだんだん米沢でも取り上げられて、ああそうか、今度こうしようなんて話になれば幸いかなと思っております。

以上、報告を終わります。よろしくお願いいたします。

議 長
1 2 番
議 長
1 2 番

ご苦労さまです。23号。

(遠藤伊一委員 挙手)

12番 遠藤委員。

12番 遠藤です。私から23号の調査結果を報告します。

この案件は、無償贈与という所有権移転で、現在も農地、稲を作付しております。受人は〇〇の△△△△さんという方で、息子さんと一緒に現在、稲を作付している方であります。この渡人、福島市に現在住所を置いておられますが、過去には△△△△さんの隣組の方で、養豚を経営なさっていた方で、福島に行って養子の縁組を組みまして〇〇さんとなっておりますが、その方が福島に住んでおり、こっちに帰ってくる気もないということで、以前に大変お世話になった△△△△さんに田を無償でおあげするから作ってくれないかという案件であります。〇〇行政書士にも電話でお聞きをしましたし、現地も確認してきました。過去はいろいろ〇〇さんも苦労なさって現在暮らしておりますので、受人の△△さんも全てお分かりの案件でありますので、その土地を争うことなく現状維持で頂くということで、問題はないと思いますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長
4 番
議 長
4 番

大変失礼しました。次、1番戻って22号。

(我彦正福委員 挙手)

我彦委員。

4番 我彦です。受理番号22番の調査結果を報告いたします。

申請人、土地の表示は議案書記載のとおりであります。場所は大字〇〇で元△△△△があったところの南側で、畑がたくさんあるところであります。

7月9日、受人の△△さんにお話を聞きました。売人の〇〇さんは高齢で独り暮らしだったんですけれども、施設に入所というところで、旦那さんも亡くなり、△△さんの土地の畑の接しているところで、土地を処分したいということで△△さんにお話をしたら、じゃあ隣地なので買いますからという話で今回の申請となりました。問題ないと思われますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

以上です。

議 長 それでは、ただいまの受理番号14号から23号について、意見並びに質問はありませんか。

全 委 員 なし。

議 長 ないので、受理番号14号から23号について、許可することに異議ありませんか。

全 委 員 異議なし。

議 長 異議がないので、議第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、は議案書のとおり許可することに決定いたしました。

次に、議第2号 事業計画変更申請について、を議題といたします。議案の内容について、事務局の説明を求めます。

瀧口主査 (挙手)

議 長 瀧口主査。

瀧口主査 議第2号 事業計画変更申請について。下記のとおり、事業計画を変更したいと申請がありましたので、その可否を求めるため委員会に付議します。

受理番号1号の1件です。本件は、平成19年4月24日に農地法第5条の許可を得ております。申請人、土地の表示等については議案書記載のとおりです。当初計画は、倉庫及び駐車場の建設です。実施状況につきましては、所有権移転登記は完了し、工事は未着工であります。

なお、今回の事業計画変更は所有権の移転が伴うため、承継者を譲受人とした農地法第5条の許可申請が改めて提出されております。

以上、ご審議よろしく願いします。

議 長 ただいまの事業計画変更申請について、意見並びに質問はありませんか。

全 委 員 なし。

議 長 ないので、議第2号 事業計画変更申請について、変更することを条件に承認することに異議ありませんか。

全 委 員 異議なし。

議 長 異議がないので、議第2号 事業計画変更申請について、変更することを条件に承認することに決定いたしました。

次に、議第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、を

議題といたします。

議案の内容について、事務局の説明を求めます。

瀧口主査
議 長
瀧口主査

(挙手)

瀧口主査。

議第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について。下記の土地について、農地法第5条第1項の規定による許可申請がありましたので、その可否を求めるため委員会に付議します。

受理番号9号から14号の計6件で、申請がありました地目別の筆数及び地積は、田3筆 2, 185.00㎡、畑7筆 1, 780.00㎡、合計10筆 3, 965.00㎡です。

受理番号9号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。転用事由は、資材置場及び車両置場の造成のためです。こちらは都市計画法の用途地域内の3種農地です。

受理番号10号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。転用事由は、一般住宅の建設のためです。こちらは都市計画法の用途地域内の3種農地です。

受理番号11号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。転用事由は、資材置場及び駐車場の造成のためです。こちらは集落接続の1種農地です。

受理番号12号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。転用事由は、宅地分譲及び建売分譲のためです。こちらは1種3種に該当しない小集団の農地の2種農地です。

受理番号13号 渡人 ○○○○ 外1名、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。転用事由は、貸駐車場の造成のためです。こちらは都市計画法の用途地域内の3種農地です。

受理番号14号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。転用事由は、資材置場及び車両置場の造成のためです。こちらは1種3種に該当しない小集団の農地の2種農地です。

以上、ご審議よろしく申し上げます。

議 長

この件について調査された委員は、調査結果について報告をお願いします。それでは、受理番号9号から14号を上程いたします。

8 番
議 長
8 番

(高橋信夫委員 挙手)

8番 高橋委員。

8番 高橋です。9号、10号について調査結果を報告いたします。

両案件とも、申請人、土地の表示等の詳細は議案書記載のとおりであり、3種農地、都市計画法の用途地域内に位置しております。

まず9号ですが、これは先ほど議第2号で事業計画変更申請があった土地であります。こちら、売買により申請地へ資材置場及び車両置場の造成をするための申請であります。申請地は〇〇3丁目地内、△△の下の方側に位置しております。現地調査は7月1日に行い、申請代理人の〇〇行政書士からお話を伺いました。受入の△△△△は中央1丁目で会社を営んでいるわけですが、業務拡大に伴い、現地で資材置場及び車両置場の造成をするということです。事前着工等ありません。また、付近にこの事業で影響を受ける農地はありません。問題ないと思われます。

続きまして10号、こちらは使用貸借により現地へ一般住宅を建設するための申請です。場所は〇〇1丁目地内に位置しております。こちら7月1日に現地を確認し、先ほどと同じ代理人、〇〇行政書士からお話を伺っております。貸人、借人は親子関係でありまして、息子さんがこちらに一般住宅を建設するということです。この事業により影響を受ける農地は周りにはありません。事前着工等ありませんので、問題ないと思われます。よろしくお願ひします。

議 長
2 番
議 長
2 番

11号。

(小関善隆委員 挙手)

2番。

2番小関です。それでは、私から11、12号のご説明を申し上げます。

申請人、土地の表示等については記載のとおりでございます。

11号については地図をご覧くださいとおり、この黒く染まっているところの両脇に今育苗ハウスが建っております。〇〇さんは病気のために離農をいたしまして、その育苗ハウスが残っております。この△△△△という会社でありますけれども、その併用地というところに今資材置場等がありまして、〇〇さんの娘さんの旦那さんだということでもあります。それで、それを資材置場等に造成をしたいという案件でありました。問題はないと思います。うちのそばに、ちょっとここがつながっておりますけれども、ここは排水路ということで、両脇の田んぼの排水路になっている場所でありました。事前着工もなく、問題ないと思われます。

続いて12番ですけれども、これについては置賜橋に行く道路、右のほうに置賜橋ですけれども、その途中に〇〇という集落がありますけれども、その道路沿いに併用地が、住宅になっております。今もう取り壊している最中で、大体終わっているという状況であります。申請地についてはその北側ということで、畑でありますけれども何も作っていないで、ただ草が刈っているという状態でありました。本人、〇〇さんという人でありまして、現在東京に住んでおり、このたび相続をしたということでもあります、畑を

処分して宅地分譲したいということでありましたので、事前着工もありませんでしたので、よろしくお願いしたいと思います。

議 長

13号。

1 1 番

(宮崎雅文委員 挙手)

議 長

11番 宮崎委員。

1 1 番

11番宮崎です。13号の案件に関しまして調査結果を報告させていただきます。

渡人、受人ともに記載のとおりでございまして、〇〇さんと外1名とありますけれども、2名の方の土地を、竹井にございます△△△△さんが所有権を移転されて貸駐車場として利用したいという案件でございまして。7月2日、現地調査をしてまいりまして、担当代理人の〇〇行政書士と電話にて内容を確認いたしました。場所は、地図記載のとおり、△△の東側の住宅街の一角にある畑でございまして。併用地と合わせて利用したいという計画で、現在畑も休耕状態となっており、周辺の農地等もございませんので、影響はないと思います。事前着工も行われておりませんでした。許可相当と判断いたします。ご審議のほどよろしくお願いします。

議 長

14号。

1 6 番

(山王堂民栄委員 挙手)

議 長

16番 山王堂委員。

1 6 番

16番山王堂です。受理番号14番について、伊藤会長調査案件ですので代わりに報告いたします。

資材置場や車両置場の造成のための申請でございまして。渡人、受人、地積、地番等は議案書記載のとおりでございまして。場所は、主要米沢猪苗代線、白布街道の〇〇の信号機がある交差点ちょっと手前、西側です。〇〇さんは栃木県におりまして、ここを処分して△△さんが資材置場、車両置場の造成をするということでございまして。事前着工もなく、許可相当とみなしたそうでございまして。

以上、ご審議をお願いします。

議 長

それでは、ただいまの受理番号9号から14号について、意見並びに質問はありませんか。

全 委 員

なし。

議 長

ないので、受理番号9号から14号について、許可することに異議ありませんか。

全 委 員

異議なし。

議 長

異議がないので、議第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、は議案書のとおり許可することに決定いたしました。

次に、議第４号 農用地利用集積計画について、を議題といたします。

17番 (古畑功一委員 挙手)

議長 17番 古畑委員。

17番 私の案件がありますので、退席させていただきます。

(古畑功一委員 退室)

議長 それでは、先に受理番号１８号、１９号、２３号を上程いたします。議案の内容について、事務局の説明を求めます。

宮原主査 (挙手)

議長 宮原農地主査。

宮原主査 議第４号 農用地利用集積計画について。農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第５条の改訂により、改正前の農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定により委員会に付議いたします。

受理番号１８、１９、２３号の計３件です。内訳は、賃借権の再設定が３件です。申請人及び土地の表示等については記載のとおりです。申請のありました筆数及び地積は、田のみ１５筆 １９，３０４．００㎡です。

受理番号１８号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による賃貸借権の再設定です。

受理番号１９号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による賃貸借権の再設定です。

受理番号２３号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による賃貸借権の再設定です。

なお、本件については、改正前の農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしているものと考えられます。

以上、ご審議よろしく願いいたします。

議長 ただいまの説明について、意見並びに質問はありませんか。

全委員 なし。

議長 ないので、ただいまの受理番号１８号、１９号及び２３号について、議案書のとおり米沢市が計画書を作成することに異議ありませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議がないので、議第４号 農用地利用集積計画について、の受理番号１８号、１９号及び２３号は議案書のとおり米沢市が計画書を作成することに決定いたしました。

(古畑功一委員 入室)

議長 それでは、先の３件を除く受理番号１号から２５号を上程いたします。議案の内容について、事務局の説明を求めます。

宮原主査 (挙手)

議 長
宮原主査

宮原農地主査。

議第4号 農用地利用集積計画について。農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条の改訂により、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により委員会に付議いたします。

先の3件を除く受理番号1号から25号の計22件です。内訳は、新規の貸借権の設定が8件、貸借権の再設定が14件です。申請人及び土地の表示等については記載のとおりです。申請のありました筆数及び地積は、田105筆 110, 332. 17㎡、畑6筆 1, 604. 00㎡、合計111筆 111, 936. 17㎡です。

受理番号1号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は中間管理事業による新規の賃貸借権設定です。

受理番号2号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は中間管理事業による新規の賃貸借権設定です。

受理番号3号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による新規の賃貸借権設定です。

受理番号4号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による新規の賃貸借権設定です。

受理番号5号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による新規の賃貸借権設定です。

受理番号6号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による新規の賃貸借権設定です。

受理番号7号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による新規の賃貸借権設定です。

受理番号8号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による新規の賃貸借権設定です。

受理番号9号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による賃貸借権の再設定です。

受理番号10号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による賃貸借権の再設定です。

受理番号11号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による賃貸借権の再設定です。

受理番号12号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による賃貸借権の再設定です。

受理番号13号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による賃貸借権の再設定です。

受理番号14号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につしま

しては記載のとおりです。本件は相対による賃貸借権の再設定です。

受理番号15号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による賃貸借権の再設定です。

受理番号16号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による賃貸借権の再設定です。

受理番号17号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による賃貸借権の再設定です。

受理番号20号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による賃貸借権の再設定です。

受理番号21号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による賃貸借権の再設定です。

受理番号22号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による賃貸借権の再設定です。

受理番号24号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による賃貸借権の再設定です。

受理番号25号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による賃貸借権の再設定です。

なお、本件については、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えられます。

以上、ご審議よろしく願いいたします。

議 長
全 委 員
議 長

ただいまの説明について、意見並びに質問はありませんか。

なし。

ないので、先の3件を除く受理番号1号から25号について、議案書のとおり米沢市が計画書を作成することに異議ありませんか。

全 委 員
議 長

異議なし。

異議がないので、議第4号 農用地利用集積計画について、先の3件を除く受理番号1号から25号は、議案書のとおり米沢市が計画書を作成することに決定いたしました。

次に、議第5号 土地改良事業参加資格交替の承認について、を議題いたします。議案の内容について、事務局の説明を求めます。

宮原主査
議 長
宮原主査

(挙手)

宮原農地主査。

議第5号 土地改良事業参加資格交替の承認について。土地改良法施行規則第4条第2項において準用する同規則第2条第2項の規定により、委員会に付議いたします。

受理番号1号から5号の計5件です。申請人及び土地の表示等については

記載のとおりです。申請のありました筆数及び地積は、田のみ 23 筆 17,498.00㎡です。

受理番号1号 取得者 ○○○○、喪失者 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申出の理由は集積計画による賃借権設定（通年）です。

受理番号2号 取得者 ○○○○、喪失者 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申出の理由は集積計画による賃借権設定（通年）です。

受理番号3号 取得者 ○○○○、喪失者 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申出の理由は集積計画による賃借権設定（通年）です。

受理番号4号 取得者 ○○○○、喪失者 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申出の理由は集積計画による賃借権設定（通年）です。

受理番号5号 取得者 ○○○○、喪失者 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申出の理由は集積計画による賃借権設定（通年）です。

以上、ご審議よろしく願いいたします。

議 長
全 委 員
議 長

ただいまの説明について、意見並びに質問はありませんか。

なし。

ないので、議第5号 土地改良事業参加資格交替の承認について、議案書のとおり承認することに異議ありませんか。

全 委 員
議 長

異議なし。

異議がないので、議第5号 土地改良事業参加資格交替の承認について、は議案書のとおり承認することに決定いたしました。

以上で1の提出議案についての審議は終了いたしました。

続いて、2のその他に移ります。

皆様から意見や質問等ございませんか。

3 番
議 長
3 番

（高橋祐弘委員 挙手）

3番 高橋委員。

3番 高橋です。

先ほど、会長が置賜選出の県会議員との懇談会の説明されたとき、5年水張の問題、飯豊町辺りから質問があると聞いたが、その内容とかどういったものだったのか。

議 長

かなりの面積が牧草地でして、50町歩とか中津川辺りであって、水路もないし、畑地化とか考えないということをおっしゃっていましたが、結局県会

議員の先生方は、それは国の制度の問題だから我々には要望できますが、県議会ではどうのこうのすることは難しいという、結果的にはそういう回答がね。言われてみればそういうことなんだけれども、そのぐらい大変なことだからな。だから、そういった水路確保について県あたりでもう少し助成でも出して、水を持ってこれるような仕組みにでもしてくれれば、なおいいんだけれどもね。

あと、その中で小国町の局長から、永年牧草については種播きしないと35,000円出ないんだけれども、種を買って、うなわないで、ただ播いただけでも35,000円認めるということをおられました。そこら辺、町とか市によって徹底していない部分もかなりあって、上から追播みたいにしていただいても10,000円じゃなくて35,000円出ると。だけれども、牧草の領収証ないと駄目だということで。だから、そこら辺は農政局に来てもらって説明受けたと言っていたっけ、何か言っていたな。

根津補佐
3 番

お呼びして話聞いたという、ただ農政局だったかは。

さっきの水張のことなんだけれども、県議員と国議員で違うという話で片づけられるんじゃないくて、現場からこういう話が出ていることを伝えるという気持ちくらい持ってもらわないと、俺は県議員であつちが国議員でみたいな話の中で話合いしてもどうしようもないのかなと今思ったものだから、それは県に伝えるとか、そういう捉え方してもらいたいなと思ったものだから。

議 長
3 番

当然、伝えてくれると思うけれども、国で決めることだからという……

国で決めることなんだけれども、現場ではこういうふうに混乱しているという声を、やっぱり伝えてもらうような努力してもらうのが県議員だと思うんだけれども、それを何か国と県で違うみたいな考えでいるというのはちょっと不満だな、やっぱり伝える気持ちくらい持ってもらわないと。議員としてその気持ちくらい持ってもらいたいものだ。

議 長

食料・農業・農村基本計画の見直しで、県議会としては要請書を出すという話はしておったんですが、そのことについては。そしてさっきも言ったけれども、米沢出身の相田議員が休んだということで、今農林水産常任委員長なんだよな、相田光照さん。だから、一番大事な人が欠席だったものだから。（「塩井だっけか」の声あり）ぜひ、地元の議員に。（「言ってくれ」の声あり）

議 長
1 5 番
議 長
1 5 番

じゃあ、そのほか何か。

（相田市三郎委員 挙手）

相田委員。

1 5 番 相田です。

この間、飯豊町の農業委員と高畠町の農業委員が別な用件でうちに来て、ちょっと話をしました。米沢市では農事相談をやっているわけですが、飯豊、高畠町では農事相談をせず、独自でいろいろとやっているという話聞きました。会長会の話今出たからだけれども、そういう情報を総会や農事相談あたりで、年に1回、2回でなく、どんどん発信してもらいたいなと思っているんだけれども、それに出席した人。会長は今回で辞めるわけですが、新たに会長にそういうことしてもらえるように、会長からお願いしていただきたいと思います。

議長 議員の方は、現場の声を聞かないとなかなか要望とか言えないわけでありますから、ぜひ、そういった機会を多くして上につないでいくということ、農業委員会としては農地の判断ばかりでなくて、農政も大事な仕事でありますから、ぜひ、今度なられる方は頑張っていただきたいと思います。

農事相談という名前でしているのは米沢だけで、あとは様々なやり方あると思うけれども、昔の農政委員会みたいなのをしているところもあるんだな。あとほかは総会といって、そこでこういう農地法の判断、ジャッジは総会でして、別に農政部会みたいなのを持っているところもあるし、農事相談というようなことをしているところはあんまりないな。

15番 そういういろいろな情報を聞けば、いいなと思って、米沢もこういう取組できないかということ出てくると思うから、俺らはそういう情報全然分からないから、俺らに発信してもらいたいなと思っているの、特にそういう会に行った人。

議長 あと置賜の中の情報交換というのが、コロナで今休んでいるけれども、置賜の農業委員の交流会というのが、3年の任期中に1回は今まではしてきたんです。そして、半分ずつとか全体でということでしたけど、今度はコロナも大分弱まってきたので、ぜひそれも復活してやってもらいたいと思います。そういった中でお互いに、会長、職務代理だけじゃなくて、農業委員も情報交換をしていただきたいと思います。なかなか置賜の農業委員全員集まっての交流会というと、場所が米沢しかないんだよね、全員入って懇談会できるところ。だから、何回かホクヨウも予約取ってするという段階まで行ったんだけれども、そういう企画するとコロナ第8波とかでできなかったりしたわけありますので、ぜひ今度はやっていただきたいと思います。

じゃあ、皆さんから何かそのほかごさいませんか。最後にこれだけは言っておきたいということ。佐久間委員、何かないか。

9番 じゃあ、ご指名ですので一言ご挨拶申し上げます。

平成23年から12年間農業委員をさせていただきました、大変お世話になりました。最初の頃、市会議員の方々からも1名ずつ農業委員にというこ

とでなっていたわけで、今の相田議長とか、渋間、相田両県議も同じ仲間でありました。その方々の中で1人が、市議会の本会議とか各種委員会に参加するよりも農業委員会に参加するのが一番緊張するんだというようなことを言った人がおまして、何でだと聞いたんですけれども、年上の方たちが地区の農家のために一生懸命議論をしているところを見て、そういうふうに感じたということをおっしゃったことがありました。今も皆さん一生懸命やっておりますので、今後も米沢の農家ために一生懸命お願いしたいと思っています。

あと最後になりますけれども、先輩方に今まで暴言、それと失言をしたことも多々あったかと思えますけれども、おわびを申し上げまして、最後に。大変ありがとうございました。

議 長

そんなこと何でもなかったから大丈夫だ。

じゃあ、特にそのほかありませんか。

全 委 員

なし。

議 長

ないようですので、その他を終了して、以上で本日の第36回米沢市農業委員会定例総会を閉会いたします。

閉 会

午前11時00分

以上、会議の顛末を記載し、相違ないことを認め、ここに署名する。

令和5年7月13日（木）

米沢市農業委員会

議長

伊藤 精司

議事録署名委員

樋渡 由美

議事録署名委員

二宮 啓一